

関西学院大学 研究成果報告

2024年 5月 31日

関西学院大学 学長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：山田直子

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	刑事手続における視覚障害者に対する実効的な権利保障制度の検討
研究実施場所	関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス
研究期間	2023年 4月 1日 ～ 2024年 3月 31日 (12ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

①研究会の定期的開催

小職は、本研究期間以前より、学内外の刑事法研究者・障害者の権利推進運動において中心的役割を果たしており自らも視覚障害者である現職弁護士・全盲の法科大学院生らとともに、本研究課題である刑事手続における視覚障害者の権利保障に関する研究会を実施してきた。当該研究会は本研究期間においても定期的開催され、意見交換及び成果報告を行う場となっている。以下の②、③は当該研究会の研究成果を公開したものである。

②「【研究資料】刑事手続における視覚障害者の権利保障」の発表（甲南法務研究、2023年10月）

上記①の研究会メンバーたちが、研究者として、実務家として、また視覚障害を有する法曹希望の当事者として、各々の視点から検討した日本の刑事手続が抱える課題と国内外の状況につき中間報告として研究成果を公表したものが本研究資料である。21世紀に入り、「刑事手続への市民参加」と「公判中心主義の徹底」が謳われている現状において視覚情報取得につきハンディキャップを有する視覚障害者が、法曹あるいは市民として、様々なかたちで刑事手続に関与する場合にはどのような配慮や権利保障が必要かを明らかにする必要があるとの問題意識のもと、研究会メンバーではない視覚障害を有する弁護士たちへのインタビュー

一も実施した。

③ワークショップ「刑事手続における視覚障害者の権利保障」の開催（法と言語学会第15回年次大会、2023年12月10日）

本報告では、上記②の内容を踏まえて、これをさらに発展させ、刑事手続に視覚障害者が関与する場合に必要なハンディキャップ補完機器の紹介や国際的動向も交えたワークショップを実施した。日本では、聴覚障害者に関しては、「手話」がひとつの「言語」として認められたこともあり、聴覚障害への様々な配慮が実施されてきたという長い歴史を有する。これに対し、視覚障害者は犯罪の被害者となった場合にも捜査に必要な犯人・犯行の視覚情報を提供しにくいことから、いわゆる「泣き寝入り」を強いられる場合が少なくないほか、弁護士同席制度がないため供述調書の内容確認・署名押印などの重大場面で不利益が生ずる。さらには、適切なサポートがないため裁判員の職務を遂行できないとして自ら裁判員を辞退する等の事態も少なくない。このように、「見えない存在」となっている視覚障害者の権利保障について、刑事手続の観点から問題提起したワークショップはこれまでになく、フロアとの活発な質疑応答が行われた。

④台湾、韓国における視覚障害者支援施設・裁判所訪問調査

台湾及び韓国の刑事訴訟法は、その歴史的背景から、日本法をルーツとする。しかしながら、第二次世界大戦終結とともに、両国はグローバル・スタンダードに合致するよう、刑事訴訟法に関してそれぞれ独自の道を辿って現在に至っている。両国の民主化以降の変化は急激かつ革新的であり、視覚障害者の権利保障についても、2010年のイギリス平等法の影響を大きく受けて、国家が大きく関わる形で進捗が見られる。そこで、台湾及び韓国において、どのような支援が実施されているかにつき、同国で視覚障害者支援の中心的役割を果たしている施設及び裁判所を訪問調査し、インタビューを行い、今後の研究継続に必要な人的コネクションを構築した。

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。